



# 嫌なことや困ったことが 起こったときは・・・

**質問 1** 障がいのあることで差別されたら、まずどうしたらいいのですか？

**答え** 市・社会福祉課の障がい者総合相談窓口で相談してください。ただし、そこで解決できない場合などには、他の相談窓口を紹介します。

**質問 2** 差別した会社・お店などは、どうなるのですか？

**答え** 会社・お店などの場合は、「障がいのある方にどんな対応をしたか」を役所に報告するように求められたり、差別をしないように注意をされることがあります。

**質問 3** 近所の人から差別的なことを言われました。その人は罰を受けないのでしょか。

**答え** 障害者差別解消法が禁止しているのは、役所や会社・お店などによる差別です。この法律が、一人ひとりのすることや考えを罰することはありません。障がいのある方への差別がなくなるよう、国や都道府県または市町村は、障がいや障がいのある方について、皆さんが理解を深められるような取り組みをしなければなりません。

**質問 4** この法律はいつからスタートするのですか？

**答え** 平成 28 (2016) 年 4 月から始まります。



【詳しくは、内閣府のホームページをご覧ください】

●障害を理由とする差別の解消の推進  
(内閣府ホームページ内)

障害を理由とする差別の解消の推進

検索

<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>



## 特集

問 市・社会福祉課 ☎ 42-1807

# ご存じですか？ 障害者差別解消法



障害者差別解消法は、障がいのある方への差別をなくし、障がいのある方もない方も共に生きる社会をつくるために定められました。

人格と個性を尊重した  
共生できる社会づくり

障がいを理由とする差別の解消を推進するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。この法律は、障がいのある方もない方も誰もが互いの人格と個性を尊重し合い、共に生きる社会をつくることを目指しています。

「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的事項をはじめ、障がいがある方に対する①「不当な差別的取扱い」、②「合理的配慮をしないこと」の禁止について、役所や会社・お店などへの措置が定められています。(図 1)

障がいを理由とする差別を解消することは、社会全体の責務です。障がいのある方の日常生活や社会生活を送る上での障壁をなくすため、私たち一人ひとりがこの法律を理解し、行動することが大切です。誰もが安心して暮らせる社会をみんなで作っていきましょう。

## 障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になります

### ■①「不当な差別的取扱い」とは

・障がいを理由として、正当な理由もなくサービスの提供を拒否したり、制限したりするような行為を言います。例えば、障がいがあるという理由だけでレストランの入店を断ったり、アパートを貸さなかったりすることなどです。ただし、ほかに方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

### ■②「合理的配慮をしないこと」とは

・聴覚障がいのある方に声だけで話したり、知的障がいのある方に分かりやすく説明しないなどの行為を言います。合理的な配慮のためにほかに方法はないか、その方の障がいに応じた工夫や方法をその方と一緒に話し合いながら、対応していくことが大切です。

### ■役所と会社・お店などの違い

	役 所	会社・お店など
不当な差別的取扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮	しなければならない	するように努力する

・役所と会社・お店などでは、「不当な差別的取扱い」が禁止されています。ただし、「合理的配慮をしないこと」については、役所と会社・お店などで求められる対応が異なります。※「合理的配慮」のために費用が掛かりすぎる場合などには、ほかの方法を考えることになります。

▲図 1 障がいがある方に対する「不当な差別的取扱い」「合理的配慮をしないこと」の禁止について